

令和 6 年 6 月 29 日現在

機関番号：31307

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13001

研究課題名（和文）触法女性障害者の支援において連携する社会福祉士と弁護士のジェンダー観に関する研究

研究課題名（英文）A study focuses on the gender perspective of social workers who support women with life-surviving-difficulties in criminal justice

研究代表者

松原 弘子 (Matsubara, Hiroko)

宮城学院女子大学・付置研究所・研究員

研究者番号：40465654

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：この研究では、専門教育を受けた社会福祉士には、内面化されたジェンダーバイアスの言語化が困難な場合があること、経験を積んだ女性社会福祉士は相互の対話の中でジェンダー観が支援に与える影響を言語化できる可能性があること、刑事司法領域の支援では、拠って立つ法体系や社会制度にジェンダー不平等が内在しているため、支援にあたっては法体系の中のバイアスを批判的に検討する必要があることの3点が示唆された。これらから、社会福祉士が自身のジェンダー観が支援に与える影響を意識化するには、社会システムとジェンダーの関係を相対化して捉え直せる、ジェンダー視点に注目した訓練やスーパービジョンが求められていると考えられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義は、社会福祉士のジェンダー観が支援に与える影響に注目し、協働する弁護士と対比した特性を測定しようとした点である。研究目標であった測定尺度の開発には至らなかったが、専門職の倫理観や援助の方法論の中にジェンダー観が隠されていることと、女性の社会福祉士が援助の中で知覚するジェンダー役割や、家族システムに現れるジェンダーの影響に気づいていくプロセスを捉えることができた。この研究結果は、ジェンダーに視点を当てたジェンダー・インフォームド・スーパービジョンの可能性を導き出し、今後、社会福祉士の専門性を向上させる新たな方法論を生み出す可能性が示唆されたと考えられる。この点が本研究の社会的意義と言える。

研究成果の概要（英文）：This study suggested three points. First, social workers may not be able to recognize their internalized gender bias because of their professional training and ethics. Second, some experienced female social workers can show their inner gender views on support in a mutual dialogue. Third, in social work practice in the criminal justice field, social workers need to assess the gender biases in the legal system carefully because the law and social services include many gender inequalities on their bases. Based on these findings, if social workers need to be aware of the impact of their gender views in their practice, training, and supervision focusing on a gender perspective should be developed.

研究分野：ソーシャルワーク

キーワード：ジェンダー視点 ジェンダー観 ジェンダー・ステレオタイプ ジェンダー視点に基づく協働 司法と福祉の連携 社会福祉士と弁護士の協働 ジェンダー・インフォームド・アプローチ ジェンダー・インフォームド・スーパービジョン

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

2000年以降、福祉的な支援ニーズを持ちながら罪に問われた人を支援する社会制度が少しずつ整備されてきた。2011年には「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、2016年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立して、司法と福祉の連携による再犯防止の制度化が進んだ。2006年に長崎県の南高愛隣会が司法と福祉の連携事業の調査を行い、高齢や障害があるために犯罪を繰り返してしまう人々(以下、触法障害者等)に対しては、厳罰より適切な支援が必要であることを明らかにし、刑事司法領域の社会福祉士等福祉専門職との連携の必要性を訴えた。これ以降、検察庁への社会福祉士の配置や、触法障害者等に対して、起訴前から社会福祉士が関わり、福祉の視点から被疑者・被告人へのアセスメントを行うなどの取り組みが進み、司法と福祉が連携した再犯防止と社会的包摂が注目されるようになった。

本研究はこのような社会背景をふまえた上で、支援におけるジェンダー差に注目し、高齢や障害がある、罪に問われた女性に対する適切な支援のあり方を考察する目的で立案された。

犯罪等にはジェンダー差があることが知られている。令和4年度の刑法犯検挙件数(169409件)に占める女性の割合は21.9%(37021件)で、矯正施設入所者は男性12906人に対し女性は1554人、12%程度である。犯罪の特徴も男性と異なり、窃盗と覚醒剤取締法違反に二分されている。女性の犯罪は社会の中のジェンダー不平等を背景として引き起こされているが、社会構造がジェンダー不平等を前提に設計されていることに目を向けた研究は少なく、社会福祉領域の研究ではほばないに等しかった。

### 2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究は、司法と福祉が連携して取り組む女性触法者の支援において、支援者のジェンダー観が支援に与える影響を探ることを目的とした。ここでいうジェンダー観とは、ジェンダーに関連づけられた価値体系を差し、男性ジェンダー、女性ジェンダーに二分された性別役割分担(以下、ステレオタイプ)やステレオタイプに基づく偏見(以下、バイアス)などを含む。個人のジェンダー観は社会のジェンダー観の影響を受けており、その影響は支援に現れるはずである。「それはどのような影響なのか」が本研究の問いであった。

### 3. 研究の方法

前述した問いに答えるため、女性触法者等の支援に携わる弁護士と社会福祉士へのインタビュー調査から、ジェンダー観が支援に与える影響を探る研究を設計した。

#### (1) 調査1(2018年度)

研究協力者とのブレインストーミング、各種研究集会への参加、文献調査などからジェンダー観、ジェンダー視点、ジェンダーステレオタイプなどの用語の定義化を進めた。また、司法福祉領域で働く社会福祉士の実践上の倫理的ジレンマに注目した予備的なグループインタビューを実施、質的に分析して、社会福祉士の支援観の生成プロセスを把握した。

#### (2) 調査2(2019年度)

2020年2月22日に、1名の先駆的な女性支援活動を実践している社会福祉士に約90分のインタビューを実施し、社会福祉士のジェンダー観を測定しうる支援者の専門用語、ソーシャルワークアプローチや支援観・支援概念のキーワードの把握を試みた。インタビューは非構造化面接法とし、社会福祉士の専門性に基づいた女性触法者等の支援のあり方を大きな枠組みで問う質問ガイドを作成して実施した。

#### (3) 調査3(2023年度)

パンデミックの3年間に、世界ではジェンダー不平等の解消や女性への暴力を告発する社会運動が広がった。コロナ禍が女性の貧困やDVに光を当てたことで、ジェンダーを巡る議論が進展し、LGBTQ/SOGIなどのジェンダー問題に関連する概念が一般にも知られるようになった。そこで、2024年3月4日～3月14日にジェンダー平等先進地である米国マサチューセッツ州ボストン市、アマースト町及びノーサンプトン市に滞在し、ジェンダー観の変化に注目した海外調査を実施した。ジェンダー平等がコミュニティの中でどのように共有されているかに着目して、図書館、大学、コミュニティセンターの運営などを観察するフィールドワークと、ジェンダー平等に関連した実践に取り組んでいる3名のインタビューを実施して、パンデミックを経て、コミュニティにおけるジェンダー平等の実践がどのように変化してきたかを分析・考察した。

#### (4) 調査4(2023年度)

2024年2月12日と2月25日に、東京社会福祉士会司法福祉委員会に所属し、刑事司法ソーシャルワーカーとして触法女性の支援に携わった経験のある女性社会福祉士8名に対する、支援過程でジェンダーを意識する場面を問う非構造化インタビューを実施した。言語化されたデータを文字に起こし、逐語記録を作成した後に、語られていることの意味に注目しながら、ス

トリーラインにまとめた。ストーリーラインの作成では、用いられている言葉はできる限り言い換えず、支援対象者のジェンダーと専門職の価値観・倫理観が交錯する部分を切り出して、専門職の倫理観及び価値観と役割意識の関係を分析した。分析をもとに、司法領域で働く社会福祉士の倫理観と倫理的配慮の中にどのようにジェンダー観が組み込まれているかを考察した。

#### **(5) 調査5(2023年度)**

最終調査として、2024年3月24日に社会システムの中のジェンダー構造を取り上げた講義と当事者からの発言、女性触法者等の支援に携わる弁護士と社会福祉士によるシンポジウムを組み合わせた公開講座を実施し、参加者から事後アンケートを聴取して、ジェンダーと支援の関係性の理解の変化を測定した。質問項目は犯罪とジェンダーの関係を理解する「意識の変化」に注目して作成し、変化の度合いから、内面化されたジェンダー規範への気づきがどのように表出されているかを考察した。

### **4. 研究成果**

#### **(1) 調査1の成果**

同じ刑事司法領域に関わる社会福祉士であっても、所属組織の目標と専門性の目標が一致していると職能としての専門性が自覚されにくく、目標が異なると支援の中の葛藤が強く自覚される傾向が見られた。一方で、ソーシャルワークが社会制度を利用する手続きの一部として理解している場合、専門職としての葛藤が少ない可能性が示唆された。この結果から、実践者は目の前のクライアントにいかにか具体的に現実に対応した支援を提供するかを優先順位とし、倫理的な葛藤を深めるより、まずクライアントのために行動することが重要だと考えている傾向があるためと考えられた。この結果は2019年司法福祉学会鈴鹿大会において発表した。

#### **(2) 調査2の成果**

女性支援の経験が長い、熟練した社会福祉士が、質問を重ねても個人のジェンダー観を専門職の倫理観として説明し、個人と専門職の価値観がどのように関連しているかを言語化しなかった。調査1の結果と重ねて考察した場合、ジェンダー領域で働く支援者のバイアスやステレオタイプが「持つべきでない価値観」として批判的に検討され、その内容や質は深く検討されない傾向と、社会福祉士として経験を重ねる中で、個人のジェンダー観が専門職の倫理観と一体化し、価値の説明モデルとして内面化されてしまう傾向の2つの仮説(ジェンダー観の不可視化)が成立しうると考えられた。

#### **(3) 調査3の成果**

ジェンダー平等の社会的理解が進んでいる北米マサチューセッツ州西部でのフィールドワークは、い滞在であったが、パンデミック後のジェンダー平等の動きが主としてオンラインコミュニティ上で展開されるようになったことで、ジェンダー観がコミュニティの分断を広げている現実と、ジェンダーに対する敏感さ(以下、敏感さ)があるコミュニティでは、世代を問わずジェンダー平等意識が広がっていることを知った。

インタビューでは、ジェンダーの多様性を含む家族の多様性支援に携わる実践者3名(子ども支援、家族支援、男性支援)から、昨今10年の実践の変化について聞いた。子ども支援の実践者からは、マサチューセッツ州で現在力を入れている子どもアドボカシーの方針、日本の子どもアドボカシーとの違いについて聞いた。家族支援の実践者からは、家族の多様性と学校でのいじめ問題、家族支援として子どもたちに対する多様性教育の必要性、教育戦略について聞いた。男性支援の実践者からは、敏感さのある男性支援者であっても、自身のステレオタイプやバイアスを自覚し言語化するのは困難であることを聞くとともに、幼い頃からジェンダー平等に触れて育つ子どもたちはステレオタイプやバイアスを自然に批判的に検討する習慣がつくため、ステレオタイプやバイアスを言語化・修正しながら支援に関わる男性支援者が若い世代を中心に増えてきているため、将来の希望はあるとのコメントをもらった。

#### **(4) 調査4の成果**

熟練した女性社会福祉士8名のインタビューでは、経験を積んだ女性の社会福祉士は、通常の支援においても司法領域の支援においても、支援者のジェンダーが支援に影響を与えていることを理解しているが、その影響をどのように意識・解釈するかは、支援者の生育歴や家族歴、過去の支援対象者との関係性などの影響を受けて、多様で個人差が大きいものことがわかった。

またグループインタビューの過程において、調査者がジェンダーの支援への影響を尋ね、被験者それぞれが質問に呼応する相互行為の中で、ステレオタイプやバイアスを含む、個人が獲得したジェンダー観がどのように支援に反映されているのかが示されるプロセスが見出された。

このことは、社会福祉士の支援におけるジェンダー観は、社会システムが生み出す価値基準や

規範の影響、生まれ育った家庭の文化や家族から受け継いだ価値体系、教育や社会経験などから複合的に学習された結果として個人の内面に深く根ざしており測定が難しいが、熟練した支援者は支援者相互の対話によって自身の支援の中のステレオタイプやバイアスを批判的に捉え直し、個人のジェンダー観をより広い視点から捉え直した、ジェンダー視点に基づいた支援について考えられる(不可視化されたジェンダー観の可視化)可能性があることを示していると考えられた。

### (5) 調査5の成果

公開講座では、冒頭で研究者が「『女子』による『犯罪』をジェンダー視点から考えるー構造・システム・動態」のタイトルでジェンダー、ジェンダー観、ジェンダー視点という用語の定義を示した。次に、研究協力者でもある後藤弘子千葉大学法科大学院教授より、「マージナルな人たちと法～法システムの中のジェンダー」と題された講義、ホスト依存で罪に問われた女性の家族からの提言、最後に、女性の支援で連携する三上早紀弁護士、調査2のインタビュー対象でもある橋本久美子社会福祉士、後藤弘子教授によるシンポジウムを実施した。

参加者は会場、オンライン合わせて約120名で、8割以上が社会福祉士または精神保健福祉士であった。グーグルフォームを用いた事後アンケートの回収数は41件(回収率34.2%)であり、回答者バイアスが大きいとは考えられるが、この講座の前から犯罪とジェンダーの関係を考えたことが「あった」人が32件78%と、関心の高い参加者が集まっていたにもかかわらず、この講座を受講して犯罪とジェンダーの関係を考える視点が「大きく変わった(14件34.1%)」「少し変わった(21件51.2%)」合わせて35件85%の参加者が「変わった」と答えていた。

自由記載欄に上げられた変化の理由の代表的なコメントは「社会規範全体が男性化されている」「法律にジェンダー差別が含まれていると捉えたことがなかった」「加害と被害を構造的に見る目を持ちたい」などの、社会のジェンダー構造が法システムに影響を与えている視点がなかったという振り返りであった。アンケートにポジティブバイアスがあるとはいえ、この講座により、ジェンダー問題に関心を持っている社会福祉士であっても、業務の中で社会システムの中のジェンダー構造に気づき、批判的に捉えなおすことは難しく、ジェンダー視点を持った支援を広げていくためには、ジェンダー視点から実践を見直す講座や訓練が必要であることが示唆された。

### (6) 成果の総括と今後の計画

本調査は刑事司法領域で福祉的支援を実践している社会福祉士のジェンダー観を探ろうと計画された。当初の計画であった弁護士と社会福祉士のジェンダー観の比較検討には至らなかったが、社会福祉士のジェンダー観の形成過程に関するデータは得られたと考える。特に、社会福祉専門職として熟練することで、個人のジェンダー観が専門職の倫理に包まれて、細部にわたる明確な言語化から遠くなっていく可能性があること、社会福祉士による支援は法制度と紐づけられたサービスを扱うが、法システムの中のジェンダー構造を意識している社会福祉士は少なく、刑事司法領域で扱う被害と加害の関係性を社会構造全体から俯瞰して見るのが難しいこと、経験を積んだ社会福祉士に対して、ジェンダー観に焦点を当てた対話を重ねることは、ジェンダー観が支援に与える影響を言語化する作業につながる可能性があることなどは、支援経験がジェンダー観の不可視化と可視化のプロセスにどのように関与しているかを示していると考えられ、支援者のジェンダー観を追求する方法論についての重要な示唆が得られたと言える。

これらの結果から、支援者が敏感さを持って支援にあたるには、ジェンダー視点に沿ったスーパービジョン、すなわち、ジェンダー・インフォームド・スーパービジョンの手法の開発が求められていると予測された。しかしながら、社会の中のジェンダー構造が支援職に限らずすべての人の無意識の価値観として内面化されている現状において、ジェンダー構造の意識化を図るには、何らかの支援ツールの開発が必要かもしれない。今後はツールを含むジェンダー視点に焦点を当てるスーパービジョンの手法の開発が新たな研究課題となろう。また本研究では、刑事司法領域の支援に熟練した女性の社会福祉士のみを対象に調査を進めたため、限定的な結果しか得られていないのが本研究の限界である。今後は、熟練した男性支援者にも同様の調査を行い、支援者のジェンダー差が支援に与える影響や敏感さの質の違いについても分析する必要がある。

本研究のなかで研究者は、社会福祉士にジェンダー観を直接的に尋ねる質問は回答が表面的になりやすく、支援者のジェンダー観を深めて探るのが難しいが、社会福祉士が支援過程で作成する支援計画のアセスメントには家族関係の解釈としてのジェンダー観が含まれているため、家族アセスメントから導き出された支援計画を量的に分析すれば、社会福祉士のジェンダー観の量的な把握が可能かもしれないと考えるに至った。得られた知見をもとに、引き続きジェンダー視点に基づいたソーシャルワークアプローチの開発に進んでいきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松原弘子
2. 発表標題 罪を犯した高齢者・障害者に関わる社会福祉士の専門性の認識に関する一考察～専門職としての業務と倫理にまつわる自己覚知のプロセスを検討する～
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>(1) 女性犯罪研究会主催「支援者のジェンダー観が支援に与える影響—ジェンダー二分法の解体は可能か？」2024年2月4日（日）オンライン開催</p> <p>(2) 東京社会福祉士会司法福祉委員会主催「2023年度・司法福祉公開講「推し活」が犯罪を招くとき—何が彼女をそうさせた？—「女子」による「犯罪」をジェンダー視点から考える～」2024年3月24日（日）アルカディア市ヶ谷</p>
---

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	後藤 弘子  (Goto Hiroko)	千葉大学法科大学院	
研究協力者	小林 良子  (Kobayashi Ryoko)	東京社会福祉士会司法福祉委員会	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------